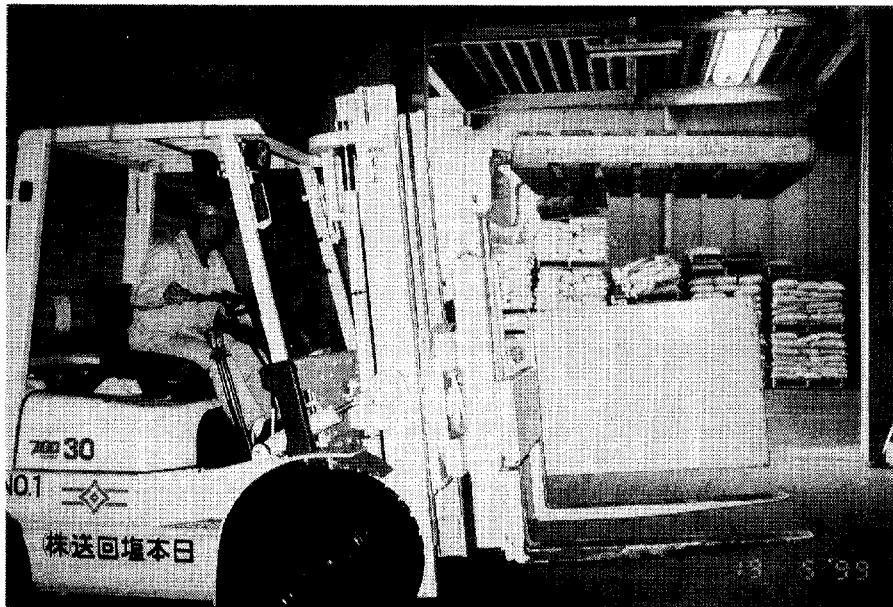


# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

1999.5.10発行(通巻第283号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 (ばんらいビル) 602  
TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 関西労働者安全センター第19回総会開催 ..... 2
- 労働保険と労働者協同組合 ..... 9
- ダイオキシンのお話 その9 ..... 12
- 前線から(ニュース) ..... 15

仲川腰痛労災損害賠償裁判 東南／珪酸と肺がんシンポジウム開催を要望 産衛学会職業性呼吸器疾患研究会で 東京／保育職場の安全衛生活動について学習会 摂津市職／問題多い事業主側の対応 じん肺労災請求の取り組みから 北大阪／労基署担当者の怠慢で支給遅延!? 相生

4月の新聞記事から／19  
表紙／荷をパレットごと逆さまに置き換えることができる回転式クランプ  
全港湾大阪支部日本塩回送分会

# 関西労働者安全センター

## 第19回総会開催

5月22日(土)、芦原橋の部落解放会館において第19回総会を開催いたしました。ご多忙な中、大勢の方々にご参加いただきました。続く不況により多くの職場でリストラが強行されて、少人数で仕事をこなすことを余儀なくされています。厳しい状況の中、職場の安全と衛生の問題にますます高い関心を持ってお集りいただき、また日頃よりの惜しみないご支援に感謝いたします。

総会において、本年度も労働者のいのちと健康を守るため、基準局交渉など労働行政への働きかけの強化や、安全衛生対策の推進、各専門的な課題への取り組みなどの方針を固め、そのための各労働組合、被災者団体、労災職業病センターなどの協力が確認されました。

また、記念講演として岡山大学医学部講師の津田敏秀氏をお招きして講演していただきました。「原因究明の科学と医学」と題して、複雑で難解な疫学をわかりやすく説明され、職業病の認定にとっても非常に重要な学問であることを理解いただけたことと思います。

今後も、安全で快適な職場の実現と、被災労働者の支援、そして健康で安全に働く権利の確立のためにが努力する所存です。

以下に総会議案書要旨を掲載いたします。

### 第19回総会議案書要旨

#### 1998年度活動報告

##### 1 労働情勢の激変の中で

いうまでもなく、労働者の雇用・失業情勢は最悪の状況である。

1998年9月25日、労働基準法「改正」が成立した。一部を除き前年に決まった女子保護規則の撤廃とともに本年4月より施行された。新裁量労働制の導入、有期雇用の上限延長、1年単位の変形労働時間制の要件緩和等の改悪を骨子とし

た今回改訂に対しては広範な労働法制規制緩和反対運動が取り組まれてきた。その結果、一旦は継続審議になったが、最終的に共産党を除く与野党共同修正、附帯決議が行われ成立した。さらに今国会においては、労働者派遣法、職業安定法改悪案が審議入りしている。労基法改悪に続き、この法案が可決成立されれば、さらなる雇用の不安定化のなかでピンハネが合法化され、ますます労働者の権利はないがしろにされることになる。

これらは明らかに規制緩和に名を借りた労働法

制の全面改悪に他ならない。今後、労働者保護法制が大幅に後退し、労働者のいのちと健康がないがしろにされる傾向が強まざるを得ない中で、労働者の基本的権利を擁護し闘う仲間と共に安全センター運動を進めていくことがますます重要なになっている。そして、多くの労働者に自分たちのいのちと健康を守っていくための情報を知らせていく努力を一層強化する必要がある。

労働災害の発生状況は(労働省統計)、1997年では労災死亡2078名、休業4日以上の死傷者数153500名でそれぞれ前年から285名、9362名減少した。しかし、長い経済活動の低迷が続く中の数字であることから、この減少傾向をそのまま評価はできないし、依然として多くの労働者が労災職業病によっていのちと健康を脅かされているといわざるを得ない。労働安全衛生対策がまだまだ不足している。これまで繰り返し指摘してきた労災隠しの問題、不當に厳しい労災認定基準による認定制限も未だに抜本的に解決されていない。被災労働者の救済が迅速に十分行われないことが安全衛生対策の不徹底をもたらしている。

安全センターとしてすべての問題に十分取り組めるわけでもちろんないが、多くの具体的課題への取り組みを通して少しでも全体を変えていく視点を明らかにし、制度政策の改革を実現していく努力を続けていきたい。

## 2 労災職業病の予防、安全衛生活動への支援・協力

### (1) アスペスト全面禁止に向けて

発がん性物質であるアスペストの全面禁止の動きが国際的に進んでいる。しかし、日本は未だにアスペスト全面禁止措置をとってあらず、いまだに年間約18万トンを輸入消費している。代替製品のあるアスペストを使い続ける必要性は全くなく一日も早い全面禁止が必要である。当安全センターも参加する石綿対策全国連絡会議は、禁止運動が盛り上がりを見せているイギリスからミックホルダー氏(ロンドンハザーズセンター)を招き、石綿禁止キャンペーンを行った。関西でも当センター主催で11月10日に同氏を報告者に大阪集会を開催した。今後も引き続きアスペスト禁止実現に向けた取り組みを行っていく。

### (2) 地域産業保健と労働組合の取り組み

連合大阪労働安全衛生対策会議は労災防止指導員の連絡会議を年2回、大阪府が設置している地区勤労者健康管理推進協議会委員の連絡会議も開催している。対策会議には安全センターから西野が事務局次長として参加協力している。労災防止指導員が産業保健センターの運営に関与をしていくなど労働行政がすすめる地域産業保健政策に積

極的に関与している。

### (3) 地域単位等の安全パトロール、安全衛生活動への参加

本年も全港湾大阪支部安全衛生委員会に特別事務局員として参加し安全パトロール、じん肺検診などの安全衛生活動に協力してきた。全港湾大阪支部や全港湾関西地本労職対の協力のもとに港湾における職場改善事例集の作成をする予定であったが達成できず、次年度の課題となった。金属機械埠地協の安全パトロールに引き続き参加した。

### (4) 地域、単組における安全衛生研修会、講座への協力

大阪市東南地域で続けられている東南地域労災職業病交流会に世話人団体として参加してきており、本年も年4回の講座と定期世話人会に参加した。講座ではVDT労働、電磁波問題が取り上げられた。全港湾大阪支部安全衛生委員会が4月から5月にかけて行った安全衛生講座に講師として協力した。豊中市労連の提起で行われた市事業場安全衛生委員会合同研修会(7/16-17)に協力した。

他各労働組合の学習会などでなどで講師をつとめた。

また、大阪市役所における参加型の安全衛生研修講座を計画中である。

### (5) 労組、単産などにおける安全衛生活動への支援

(2) で述べたように連合の安全衛生対策に協力してきているが、7月に開催された98全国セイフティネットワーク集会に参加した。11月には連合近畿ブロックのセイフティネットワーク集会がVDT労働安全衛生対策をテーマに行われ、講師・助言者として参加した。また1999年度には大阪の7つある各地協での地域安全衛生講座が計画されており安全センターも積極的に協力していくことにしている。金属機械労組は全国安全活動交流集会を6月に新潟で開催し、安全センターから助言者として協力した。9月の金属機械大阪地本の秋闇討論集会労働安全衛生対策分科会にも地本安全顧問の西野が助言者となった。大阪市職の安全衛生職業病対策委員会におけるVDT作業指針見直しや喫煙対策の検討に助言者として協力参加した。

### (6) 腰部保護ベルト・楽腰帯、リリーフーの普及

腰痛予防対策の一環として楽腰帯の紹介、頒布を行ってきた。また、香港の安全衛生・労災職業病対策を担うNGOに対して全国安全センター、広島安全衛生センター宇土医師や神奈川労災職業病センター天明医師と協力してベルトの有効性調査を提起している。アジアをはじめ国外へも普及

していきたいと考えている。

### 3 被災労働者とその家族の権利を守り発展させる

#### (1) 労災隠しの根絶と時効適用の制限を

労災隠しが後を絶たない。使用者側の問題はもちろんあるが、労働行政による抜本的対策がないことが大きな原因となっている。吹田市の屋根工事会社東海技研で労災になり、会社に労災扱いを要求して逆に解雇された清水修さんの件をユニオンひごろと協力して取り組んだ。事件発生当初、目の前で明らかな労災解雇が行われていくのを、本人からの申告があるのにこれを阻止できない労働行政に対しては歯ぎしりする思いだった。当初の監督官の弱腰、強制捜査開始から書類送検まで何ヶ月もかかる体制の不備など問題は構造的であることが明らかである。

また、会社の労災保険未加入がとんでもない結果をもたらすところだったのが、梶岡義信さんの問題だった。梶岡さんは7月に左足を大腿切断した。5年前につとめていた工場でつくった向こう脛の傷がもとで慢性骨髄炎となり、一向によくならずついに切断せざるを得なくなってしまったのである。会社から「労災保険に加入していない」と聞き、労災適用は無理と思い健康保険の継続医療でやってきた。安全センターに相談にこられたのちすぐに労災請求手続きをあこない、4月にやっと時効にかかる期間の休業補償と障害補償が支払われることになった。このように、労災保険適用が可能ということを知った時点で労災保険上の時効期間を経過していたために権利が消滅しているというケースが後を絶たない。被災者の責任に帰してしまう今の時効運用はあまりに公正を欠き法の趣旨にも反しているので抜本的な救済措置が早急に必要である。

#### (2) 労災企業責任の追及

労災職業病について労災保険では損害の全部は補償されない。損害賠償を請求して労災保険でカバーされていない部分を要求し、獲得することは、補償の上積みということばかりではなく企業に安全衛生対策に向かわざるを得なくなる要因にもなるので、できるだけ追求することが必要である。少なからぬ事案に安全センターとして協力している。倉庫での重労働で側わん症などになり解雇されたユニオン東南組合員仲川和良さんの会社シムラを相手取った損害賠償裁判では、会社は労災認定されているにもかかわらず労災ではないことを主張し医学鑑定をもとめてきたが、最終的にこれが認められないことになり裁判は大詰めを迎えている。佐川急便の劣悪な労働条件の中で腰痛に被災した全港湾建設支部組合員中西さんの損害賠償裁判は大阪地裁で勝訴し、1999年3月に全

面勝利和解が成立した。

#### (3) 指曲がり症公務外認定処分取消訴訟

97年9月に提訴された自治労豊中市職給食調理員2名を原告とする指曲がり症訴訟は2年目を迎え証拠調べに入ろうとしている。安全センターは弁護団事務局の一員として今後とも裁判勝利を目指して努力していく。この問題をめぐっては、平行して安来市職組合員を原告とする裁判が松江地裁で進行しており連絡を取り合っている。また、自治労兵庫県本部の追加申請に対して98年3月に9名の認定が勝ち取られるなどしている。しかし、退職者の障害補償請求に対しては、請求者のうちわずかの被災者にしか障害補償が認められておらず今後の大きな課題となっている。

#### (4) じん肺

1996年の数字でじん肺健康診断の「有所見者」は18,520名、「じん肺及びその合併症」の新規認定期数は1502件と今なお最大の職業病であるじん肺問題にもいろいろな角度から取り組みをおこなってきた。

#### ■アスペストじん肺肺がんホットライン(10/5-6)

昨年に続いて10月5-6日に全国一斉に労災職業病ホットラインが開設された。全国15ヶ所の各地域安全センターが取り組み全国で120件の相談があった。当安全センターでは、昨年は労災隠しホットラインとして実施したが、今年は「アスペストじん肺肺がんホットライン」として行った。計10件の相談が寄せられた。このうち3名について管理区分申請に取り組み、2名が管理区分決定を受けた。このほか、管理区分3の口の男性やアスペスト製品製造会社の退職した50歳代男性からの相談などが寄せられた。結核に罹患した経験があり、本人もそして医師も労災補償の知識がなかつたために労災補償を受けられなかつた事例があつた。何ヶ月間もの休業補償が受けられなかつたことになる。あきらかなアスペスト肺による続発性気管支炎にもかかわらず何年も生活保護で療養生活を送っていた例もあつた。また、相談者のつてで来所され管理区分申請中の比較的重症のじん肺被災者もでできている。共通してわかることは、じん肺に関する労災補償をはじめとする情報が行き渡っていないことである。こうした状況をふまえ、相談活動をもっと拡大して行く必要が痛感された。

#### ■管理区分申請、企業に対する上積み補償請求の取り組み

このほか、トンネル工事や建設工事などによるじん肺被災者の管理区分申請、労災補償請求を支援してきた。同時に可能な場合は、ゼネコン、鉱山会社などを相手取った上積み補償請求を有志の弁護士の協力を得てすすめている。

## ■じん肺合併肺がん問題への取り組み

じん肺合併原発肺がんの労災補償については、労働省通達（基発第608号、1978年11月2日）によって管理区分4または4相当のじん肺患者に発生したものしか労災補償の対象にしていない。これはじん肺と肺がんに因果関係がないということを労働省が公式見解にしていることによる。ところが、当時からもこの通達には批判があり、さらに、近年になって特に主要な粉じんである結晶性シリカ（珪酸粉じん）の発がん性があきらかなものとされるようになり、国際ガン研究機関（IARC）が1997年に発がん性を最終的に認定するに及びじん肺合併肺がんの因果関係の問題は科学的には決着がついた。労働省に対して早急に労災認定基準を変更すること、珪酸粉じん対策を強化することなどを要求しているが未だに労働省は対策をとろうとせず、逆に各地のじん肺肺がん労災不支給処分取消訴訟では「因果関係は不明」との主張を続けている。安全センターでは全国安全センターなどとともに労働行政への働きかけを続ける一方で、福岡ですすめられてきた梅沢じん肺肺がん訴訟に協力している。残念ながら福岡地裁では敗訴したが（98年12月）、現在控訴審がはじまっている。最高裁係争中の大分じん肺肺がん訴訟もあり、じん肺肺がん問題は重大な局面を迎えている。また裁判だけではなく、管理区分3のじん肺患者が肺がんにかかり死亡した2件の遺族補償請求事案について取り組んできた。1件は不支給決定が下され、現在不服審査請求中、1件は労基署で調査中である。今後とも関係する研究者、弁護士などと協力してねばり強く取り組んでいかなければならない課題である。

## （5）VDT作業による健康障害－眼精疲労労災認定

VDT作業による頸肩腕障害の発生やその労災認定に取り組んだ経験は少なからずあったが、本年度は、眼精疲労で労災休業した女性の労災認定に関わった。この女性は派遣労働者で仕事によって極度の眼精疲労になり1週間休業しただけで解雇の危機にさらされた。ユニオンひごろに加入し、天満労基署に労災請求、7月に労災認定された。あまり例がなかったためかなりの話題となつた。

## （6）頸肩腕障害－上肢作業による障害、腰痛について

頸肩腕障害の認定基準が改正された（基発第65号、1997年2月3日）。問題点をのこしながら労働の質的要因に言及するなど変更を加えられたが、まだまだ認定件数が少なすぎるといふことにかかわった（1999年3月末認定）。全国安全センター、労住医連に協力して頸肩腕障害の労災認

定マニュアルの作成を準備している。

頸肩腕障害の旧認定基準と同時期に出された腰痛の認定基準（基発750号、1976年10月16日）は変更がない。認定基準は厳しいハードルを作っている非災害性腰痛の認定件数は1997年度44名であり皆無に等しいといえる。腰痛の労災認定基準が災害性腰痛すら「通常動作と異なる」出来事を認定要件としているために不支給となった事例がある。腰痛の労災認定に関する取り扱いもまた抜本的な対策が必須である。

## （7）外国人労働者

### ■労災事例

相変わらず未組織労働者の労働災害相談では、外国人被災者からのものがかなりの割合を占める。中小零細企業では、劣悪な労働環境、労働条件が依然として存在している。労災の申請までには至らないまでも、重量物を扱うための腰痛や、夜勤が多いための体調不良を訴える労働者も多い。被災者が安心して療養できなかつたため、労災が認められなかつたケースがある。ボリビア人男性で、工場構内の作業で足をひねって膝の靭帯を痛めたが、2週間の休業後、長く仕事を休むわけにはいかず、まだ痛みがあるにもかかわらず仕事をした。その後も常に痛みはあつたが働き続け、10ヶ月後に再び耐えがたい痛みが起り病院で治療、4ヶ月以上休業した。再発ということで労災請求したが、10ヶ月の空白期間があつたため同一の災害による疾病とは認められず、不支給となつた。被災者が安心して療養できるよう、このように明らかな労災に対して速やかに労災保険の適用を徹底させる必要がある。すでに労災保険請求していたが、被災者に十分な説明がされていなかつたり、給付金の振り込み口座を雇用主が勝手に開いて、通帳印鑑を保管していたりと言ったケースも数件合つた。兵庫県の姫路労働基準監督署の管轄で資格外就労の被災者のケースは、補償はもらっているものの雇用主が労災給付の決定通知や通帳などを預かっていた。調べてみると、給付基礎日額を算定した賃金台帳に残業や出来高払いになつていた作業の賃金が含まれていなかつたため、7000円近く少なく算定されていた。その結果、休業補償、障害補償の追給額が250万円となつた。監督者が労災手続きに不慣れな事業主に機械的対応で請求書を提出させ、常に言葉の通じる事業主とだけやりとりを行い、被災者本人を蚊帳の外においていた結果といえるだろう。

大事故にあって残念ながら重い後遺症が残り、事業主の責任を問うために裁判所に提訴する外国人被災者も増えてきている。前年度から引き続いで支援していたプレス災害被災のフィリピン人女性労働者の裁判では、安全教育がなされていな

かたったことが事故発生の重大な原因として、原告の主張をほとんど認め和解が大阪地裁で成立。ペルー人労働者が岐阜県の鋳物工場で左足を巻き込まれた事故については引き続き京都地裁で係争中。プレス災害で4指切断のガーナ人男性労働者も事業主である派遣元と派遣先の両者を相手取り大阪地裁に裁判を起こした。いずれも、被災労働者の日本での在留資格が不安定な状態での困難な闘いではあるが、外国人差別を乗り越え勝訴するため今後も協力し、すべての外国人労働者が日本人と同等の権利を勝ち取れるよう支援していきたい。

そのほかの外国人労働者の労災事例を以下に列挙する。(省略)

#### ■外国人支援団体との協力

解決に当たってRINKをはじめ支援団体とも協力した。毎年多文化共生をテーマに開かれるマイマイフェスティバルにも協賛。昨年に引き続いて2月に開設された連合大阪による「外国人何でも電話相談」の労災相談のフォローにも協力した。

政府は、不法入国の取り締まりの強化として、あらたに「不法滞在罪」をもうけるなどの入管法改定を予定しており、改定が外国人労働者の救済を妨げないように諸団体と協力して働きかけていく必要がある。

#### (8) ダイオキシン問題

豊能郡美化センターなどのダイオキシン汚染が問題化している。6月14日に能勢町で行われたシンポジウムに西野がコーディネーターとして参加した。美化センターの労働者が高濃度のダイオキシン汚染にさらされ、99年3月末には労災請求もあこなわる事態となっている。現地の住民運動を担っている人たちからの相談もあり、安全センターとしてもこの問題に注目するようになった。今後、労働者の立場から継続してダイオキシン問題に関わっていくことにしている。

#### (9) 個別労災事例(省略)

### 4 教育宣伝活動

#### (1) 労働安全衛生講座等の開催

本年度は例年行っている講座が諸般の事情で開催できなかった。安全衛生活動・労災職業病に関する基礎コース的な従来の講座の内容は、より職場に近いところで多くの単位で開催されることが有効なので、その方向での企画、働きかけを強化していくことが必要と考えている。安全センター主催の企画としては具体的で話題性のあるテーマに絞って3回程度の講座開催を追求するようにしたい。

#### (2) 機関誌と各種パンフレットの発行

機関誌「関西労災職業病」については1998年はNo.268からNo.278を発行した。やや資料的な内容にかたよった場合もあり、さらに読みやすくて、興味のもてる内容にするべく工夫が必要である。

全国安全センター発行の「心とからだに優しいパソコン活用ガイド」に協力した。ユニオンひごろタイムス労組の協力でタイムスから発行され書店でも販売されている。なかなか好評で今後こうした形式のわかりやすいガイドブックが継続して出されるよう努力していきたい。

港湾における労災事故対応マニュアル・改善事例集を作成予定であったが実現できなかった。早期完成を目指して努力しなければならない。労住医連、全国安全センターとの協力による頸肩腕障害認定マニュアルを作成中である。

#### 5 組織拡大、財政対策

本年は残念ながら団体会員の新規加入がなかつた。個人会員、購読者の加入もわずかにとどまつてあり、新年度は格段の拡大努力が必要である。

#### 6 他団体との連携協力

##### (1) 全国労働安全衛生センター連絡会議

全国の労働安全衛生ネットワークの結節点として全国労働安全衛生センター連絡会議の重要性がますます高まっている。98年3月に初めての本格的な労働省交渉を実現できたことは大きな成果だった。さまざまな面での全国安全センターでの共同作業が増してあり、今後も密に連携をとりつつ運動を進めていくことが重要である。

##### (2) 医療機関、研究機関など

98年度も田島診療所、菜の花診療所、松浦診療所などをはじめ多くの医療機関、医師の協力をえてきた。田島診療所の運営母体である「ひまわりの会」には、運営委員会に参加してきた。菜の花診療所は、常勤医師を新年度から迎えて張り切っている。作業環境測定、環境改善の問題では環境監視研究所の協力が大きい。

##### (3) 弁護士、研究者など

法律面においては、指曲がり症訴訟、じん肺、損害賠償請求など大阪労働者弁護団を中心に多くの弁護士の協力を受けている。また、大学、研究機関の研究者の方々から多くの支援を受けている。労働安全衛生、労災職業病については、医学、工学など様々な分野の専門家のネットワークが極めて重要であり、今後ともこうした関係を維持、強化していくかねばならない。

##### (4) 労働団体、他団体

連合大阪の労働安全衛生対策会議においては、事務局次長を西野事務局長が担当している。労働法制の規制緩和に反対する共闘会議には結成時より参加している。RINK、多文化共生センター

とも、外国人労働者の労災職業病、労働安全衛生対策のテーマで日常の協力関係を保っている。アスペスト問題に取り組む石綿対策全国連には団体会員として参加し、HIVと人権情報センターには賛助会員として、知る権利ネットワーク関西には情報公開制度の確立を求める運動の立場で参加している。

## 1999年度運動方針

活動報告冒頭で述べたように、雇用状況の激変と労働法制の規制緩和に名を借りた改悪が進行する中にあって、これに反対し闘う仲間とともに運動を進めていくことが強く求められている。いのちと健康は労働者の基本的権利であり、多くの労働者が安全センターの働きかけを待っている。

今後もっとも重視しなければならないポイントは、①労働行政などへの働きかけを強めること、②安全センターからの情報発信を強化すること、③労働組合との連携協力を拡大強化することである。現状に甘んじることなく、もっともっと出かけていく取り組みをおこなっていかなければならぬ。

以下、具体的に方針を述べる。

1. 労働法制の規制緩和に反対し、すべての労働者のいのちと健康を守るために闘う。

改悪された労働基準法が引き起こしている問題に取り組むと共に、労働者派遣法、職業安定法の改悪に反対する。

2. 大阪労働基準局交渉をはじめとする、労働行政に対する働きかけの強化。

3. 職場の安全衛生活動への支援強化と自主対応・参加型安全衛生活動の推進。

(1) 地域産業保健施策への労働側参加を支援し、具体的な地域展開をはかる。

(2) 中小零細企業などの安全衛生対策の充実を実現する。

(3) 自主対応・参加型の職場改善活動の普及に努める。

(4) 安全パトロール、安全衛生委員会活動への参加、チェックリストの作成などを通じて日常的な安衛生活動に積極的に協力する。

(5) 専門家、協力医療機関との連携を強化する。

(6) 高齢労働者、福祉労働者の安全衛生対策を推進する。

(7) 腰痛対策の一環としての腰痛予防ベルトの普及に努める。

(8) 職場の喫煙・禁煙対策の積極的に支援する。

(9) ダイオキシンなど有害化学物質への取り組み

を強める。

(10) 楽腰帯の普及を一層すすめる。

4. 被災労働者の権利擁護・拡大、労災補償法制の抜本的改善。

(1) 労災補償制度の改善（補償手続きの民主化、労災認定基準の抜本的見直し、障害補償制度の改善、アフターケア制度の充実、通院費・介護補償などの労災保険による療養費用の支給基準の見直し、補償打ち切り優先をやめ職場復帰対策の実現、被災者の権利を守る立場での時効運用の抜本的改善）を実現する。

(2) 公務災害補償制度の改善へ向けた取り組みを進める。

(3) 法定外補償制度の確立と充実、使用者責任追及の闇いを支援する。

(4) 375通達による未請求療養費の時効にとらわれない完全支給を実現する。

(5) じん肺、石綿被害者の権利擁護、じん肺の撲滅。

(6) 全面使用禁止が国際的流れになっている石綿（アスペスト）については、早期の日本での政策転換を実現するため、諸行動を行う。

(7) 指曲がり症、頸肩腕障害・腰痛、脳心臓疾患などの労災認定闘争を積極的に支援する。

(8) 外国人労働者の権利擁護、拡大、企業責任の明確化、有効な安全衛生対策の実現、情報の提供に努める。

(9) 労災、安全衛生に関する相談体制を強化する。

5. 労働者の立場に立った労災医療、健康管理・増進、快適職場実現。

田島診療所、菜の花診療所など労生医連医療機関をはじめとする医療機関や環境監視研究所、大学・研究機関専門家との連携を強化する。

6. 労働行政の情報公開

(1) 行政通達、事務連絡など行政運用基準、労働基準・安全衛生・労災補償・雇用など労働行政全般の行政情報の公開を実現する。

(2) 知る権利を明記した情報公開法の早期成立を求め、制度の活用と実践の取り組みを進める。情報公開法の成立をみた場合、これを積極的に活用する。

(3) 有害化学物質情報の全面公開を求める。

7. 専門的課題への対応強化

(1) 労災、労働基準などの法的問題での大阪労働者弁護団等との協力を強化する

(2) 自治体労働安全衛生研究会にひきつづき参加、協力する。

(3) 各テーマによるホットラインの経験を生かし、全国労働安全衛生センター連絡会議などと協力しながらパンフレットの作成・発行などを行

い、被災者の救済、予防対策を進める。

#### 8. 教育宣伝活動の推進

(1) 1999年度安全センター労働安全衛生講座の開催。

(2) 機関誌の充実。

(3) 課題別パンフレットの作成、労災補償ハンドブックの発行。特に、頸肩腕障害認定マニュアル、労災事故対応マニュアル、外国人向けパンフレットの作成。

(4) 労働者の参加を促進するビジュアルな職場改善事例集の作成。特に港湾、金属機械職場における職場改善事例集の作成。

(5) ホームページを開設する。

#### 9. 全国安全センター強化と各地域センターとの連携推進

(1) さらに組織的、財政的基盤を強化し、政府の労働行政への影響力を高める。

(2) 政策提言を含め具体的運動を通して、各地域安全衛生センターとの連携を強化する。

#### 10. 組織・機関誌拡大、財政対策

(1) 労働組合会員、専門家会員など会員拡大につとめる。

(2) 機関誌購読部数の200部増を目指す。

(3) 計画的な対策を進めることにより、財政基盤の確立をはかる。

#### 11. 他団体との協力、国際交流など

(1) 関係労働団体、RINK、多文化共生センターなど外国人支援団体、被災者団体との協力関係を深める。

(2) 外国、とりわけアジア地域の安全衛生センターとの連携、交流をすすめる。

(3) 英語版ニュースの発信を追求する。

(4) 滞日外国人向けの情報提供に努める。

### 関西労働者安全センター運営協議会 1999年度役員

議長	岡田義雄（大阪労働者弁護団顧問）
副議長	市川正夫（全港湾関西地本）
同	福田勉（金属機械港合同）
同	松田正治（森林労連全林野大阪地本）
委員	伊東儀澄（大阪市職労港湾局支部）
同	市橋利晃（金属機械港合同）
同	小川弘志（東南地域合同労働組合）
同	小田幸児（大阪労働者弁護団）
同	岡崎栄子（東地域合同労働組合）
同	花島正光（大阪市從港湾支部）
同	竹田保（大阪地域合同労組）
同	田中重幸（大阪府被災労働者同盟）
同	原田憲治（全港湾建設支部）
同	久野国男（金属機械マコトロイ工業支部）
同	松久寛（京大安全センター・京大工学部助教授）
同	中橋克之（摂津市職）
同	吉益茂行（金属機械ニッコー金属工業支部）
事務局長	西野方庸（常任）
事務局次長	青木英仁（医療法人南労会）
同	大成功一（労災職業病研究会）
同	小林薰（全石油ゼネラル石油労組堺支部）
同	岡山聖高（近畿労金労組大阪支部）
同	中地重晴（金属機械港合同南労会支部）
同	林繁行（全港湾大阪支部）
同	山中真清（金属機械オーシマ支部）
同（会計）	片岡明彦（常任）
事務局員	田島陽子（常任）
同	岩田賢司
同	安藤慎吾
会計監査	前川功志（大阪労金労組大阪支部）
顧問	山本剛夫（京都大学名誉教授）
同	和田貞夫（前衆議院議員）
同	上田卓三（元衆議院議員）
同	細谷昭雄（前参議院議員・全国出稼組合連合会会长）
同	牧内正哉（民主党）
同	山本敬一（全港湾関西地本顧問）

# 労働保険と労働者協同組合

## 注目されるワーカーズ・コレクティブの働き方

雇用形態が多様化している。いま国会で成立しそうな職業安定法、労働者派遣事業法の改正も、多様化にますます拍車をかけそうな状況だ。一方で、純粹な意味での「使用、従属関係」とは異なる、協同組合方式での働き方も、ささやかながら注目を浴びつつある。生活協同組合などで運営されているワーカーズ・コレクティブ（またはコープ）や高齢者協同組合がそれである。経営者がいて、そこに使用される労働者が働く産業社会のシステムとは異なり、働く人々が互いに資本と労働力を提供しあい、共同で商品を生産し、これを共同で販売し、その利益を組合員に分配し、労働収益の増大をはかる。いわば共同経営体である。NPO法が成立し、自律的な市民活動の推進が注目されつつある現在、このような働き方は、増えていく傾向にあると言つてよい。

しかし「使用、従属関係」のもと、労働関係法令で規定されてきた労働者の権利は、この働き方では、直ちに通用しない場合がある。すべての利益のみならず損失も共同の負担で解決するのならば、そのグループに負担しきれず、しかも踏み倒すこともできない損失が生じた場合にどうするのかという問題だ。安

全や災害補償はまさにその例である。

## 共同経営者の労働者性と労働保険

労災保険では、労働基準法上の労働者が当然適用の対象となる。その「労働者」の定義は、「使用される者で、賃金を支払われる者」となっているが、現場の仕事をする共同経営者の労働者性に関連する労働省の行政解釈には下記のような通達がある。要するに判断の基準は、業務執行権を有するか否かということになる。ワーカーズ・コレクティブの場合に、運営方針の設定など当然に全員参加の決定方式がとられるが、日常の業務遂行については、分担、指示で行われることになる。したがって、労働保険の届け出としては、もちろん当然適用事業として保険関係成立届を提出しておく必要があることになる。

### 〈法人の重役の取扱い〉

- 1 法人の取締役、理事、無限責任社員等の地位にある者であっても、法令、定款等の規定に基づいて業務執行件を有すると認められる者以外の者で、事実上、業務執行権を有する取締役、理事、代表社員等の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対象として賃金を得ている者は、原則として労働者として取り扱うこと。
- 2 法令又は定款の規定によっては業務執行

権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって業務執行権を有する者がある場合には、保険加入者からの申請により、調査を行い事実を確認したうえでこれを除外すること。この場合の申請は文書を提出させるものとする。

3 監査役及び監事は、法令上使用人を兼ねることを得ないものとされているが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、労働者として取り扱うこと。

4～（略）（昭和34.1.26基発48）

#### 〈有限会社の取締役の取扱い〉

##### 1 代表取締役が選任されていない場合

有限会社の取締役は、有限会社法第27条第2項の規定により各自会社を代表することとされていることから、同条第3項の規定に基づく代表取締役が選任されていない場合には、代表権とともに業務執行権を有していると解されるので、労働者とは認められないこと。

##### 2 代表取締役が選任されている場合

有限会社において代表取締役が選任されている場合であっても、代表取締役以外の取締役は、当然には業務執行権を失うものではないが、定款、社員総会の決議若しくは取締役の過半数の決定により業務執行権がはく奪されている場合、又は、実態として代表取締役若しくは一部の取締役に業務執行権が集約されている場合にあっては、業務執行権を有していないと認められることから、事実上、業務執行権を有する取締役の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対償として労働基準法第11条の賃金を得ている取締役は、その限りにおいて労働者

と認められること。

3 （略）（昭和61.3.14基発141）

#### 業務内容が個々の請負かどうか

そして、ワーカーズ・コレクティブの労働関係を考えるうえで、さらに問題になるのは、実際の業務内容、遂行方法である。場所を決めて、作業を行う場合にはさほど問題がないが、例えば介護、庭木の剪定など、発注者個人との契約に基づく仕事がある。実質的には個人対個人の委任、あるいは請負の関係で、事業体はその仲介を行うにすぎないということになれば、労働関係が生じることはない。

現実にこのような方法で運営されている事例も少なくないが、協同組合の共働、共助の精神からすると、この方法は大いに問題があるようと思える。また、職業安定法で規制の対象となっている職業紹介を行っているに過ぎないということにもなる。

現実の業務が個人対個人で行われる仕事であったとしても事業体として請け負い、その一員として作業者が遂行するシステムを確立する必要があろう。例えば、介護の仕事であれば、介護作業者と介護を受ける側の個人の関係のなかで労働時間についてまで裁量の範囲にしてしまったり、作業の内容評価について事業体が把握する事さえないというような事態であれば、これは個々の請負、委任の関係と言わざるを得ないことになる。

高年齢者の生き甲斐対策として、いま全国の自治体で設立されている社団法人シルバー人材センターは、雇用でない就業機会の確保をする組織として政府の補助金を受けて運営を続けている。ここでは積極的に

共同請負、共同委任を標榜する事によって、労働関係法令の適用を免れるところにミソがある。例えば個々の作業について作業日報を作成、事務局で管理体制を整備することによって、個々の請負、委任にならないようしている。しかしこの場合は逆に、労働関係ではないはずなのに、事務局が一括管理するということになり、会員にしっかりととした共働、共助の意識組織が醸成されていなければ雇用労働との差異がなくなってしまう。現実にシルバーには経済的理由を第一の目的に入会する人が最も多く、ほとんど労働者派遣事業の実態を呈しているところさえある。

## 自律的な働き方作りを発展させる

ワーカーズ・コレクティブにとって、仕事の起点は、常に自律的な運営をしている事業体にあることが必要だ。具体的には、労働時間、報酬額などの規定、作業設計の事業体でのチームワークなどを具体化することが求められよう。自律的な協同組合活動の運営では、意識的に共同管理のシステムを作る必要があり、むしろ労働保険のシステム、労働者性の判断基準を考慮に入れることは、ワーカーズ・コレクティブの活動を豊かにするとさえ言えると思うのである。

# 心からだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

## 疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための情報や工夫・知恵を満載

- ◆ユーザーのためのチェックポイント 35
- ◆メーカーへの10の注文
- ◆HO(ホームオフィス)への5つの提案
- ◆学校教育への5つの応用
- ◆こどもへの7つの注意

[著者]酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画]さとうしんまる

[発行]全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 2ビル5階

TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881

E-mail : joshrc@jca.ax.apc.org

<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>

[ご注文・お問い合わせ先:書店でもお求めできます]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528



疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!  
安全で健康にコンピューターを使いこなすための  
情報や工夫・知恵を満載

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円

(送料別)

# ダイオキシンのお話

中地重晴（環境監視研究所）

その9

前回では清掃職場におけるダイオキシン対策として、昨年労働省の通達の解説を行ないました。粉塵曝露の可能性のある職場でダイオキシン濃度の作業環境測定を実施することが義務付けられました。いくつかの自治体で作業環境測定を実施した結果が公表されていますので、その一例を紹介します。

## 大阪市の作業環境測定結果

大阪市は5月17日に市内10工場の排ガス中のダイオキシン類濃度などの測定結果を公表しました。発表されたデータは排ガス中、焼却灰、集じん灰中のダイオキシン類濃度、工場敷地内及び周辺の公園の土壌

中のダイオキシン類濃度です。排ガス中のダイオキシン類濃度については $80\text{ ng}/\text{m}^3$ という暫定基準はすべてクリアしていますが、建設年度が古い工場では $3\sim5\text{ ng}/\text{m}^3$ 程度の排ガス濃度（表1）でした。2002年の12月からは $1\text{ ng}/\text{m}^3$ と基準値が厳しくなるため、なんらかの対策が必要になることを示す測定結果でした。2008年のオリンピック招致のために、予定地周辺の環境対策に積極的な大阪市であれば、できるかぎり前倒しで2002年から適用される厳しい基準値をクリアする努力が必要だと考えます。

また、同時に10工場の作業環境測定結果も公表されました。表2に示しますが、中央管理室、など作業員が常時立ち入るところ

表1 排ガス調査結果：調査期間 1998年9月～11月

ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>

工場名	森之宮	平野	東淀	港	南港
共通	4.8	4.7	0.42	---	---
1号炉	---	---	---	4.9	8.2
2号炉	---	---	---	3.2	2.3

工場名	大正	住之江	鶴見	西淀	八尾
共通	---	---	---	---	---
1号炉	2.5	1.9	1.1	0.096	0.086
2号炉	2.3	2.5	1.2	0.085	0.096

注1. 森之宮・平野・東淀工場については、洗煙装置が1・2・3号炉共通であるため共通部で調査を実施。

注2. 平野工場におけるダイオキシン対策後の調査結果は $1.8\text{ ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ であった。

ろで測定したところ、労働省の管理濃度の $2.5 \text{ pg}/\text{m}^3$ を超えたところはなかったようです。しかし、灰だしコンベアや電気集じん機の中など飛灰などが飛散する可能性の高い作業場所での測定は行なわれていないので、これでよしとできるかははなはだ疑問です。

### 自治労の血液測定結果

大阪市と同規模の大型連続焼却施設での作業者の健康調査が自治労の取り組みとして実施されました。結果は表3に示すとおりです。ダイオキシン類を曝露する可能性

のある作業者と対照群、3事業所各10名ずつの血液中のダイオキシン類濃度を測定したところ、表3のとおり、ほとんど差がないことがわかりました。唯一7塩化ダイオキシン類について3事業所とも統計的に有意な差がありました。作業者がダイオキシン類を含む粉塵を摂取していることがわかる結果となっています。検診が実施された職場はいずれも粉塵作業についてはエアラインマスクの着用を行なうなど粉塵対策を行なっているということで、日常的な予防活動の結果が反映されたと考えられています。

表2 作業場の空気環境調査結果:調査期間 1998年12月~1999年2月  $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

工場名	項目	調査場所			
		中央制御室	炉室	灰出水槽近傍	灰クレーン操作室
森之宮	ダイオキシン類濃度	1.4	0.67	0.93	0.33
	管理区分	1	1	1	1
平野	ダイオキシン類濃度	1.1	0.64	0.60	0.34
	管理区分	1	1	1	1
東淀	ダイオキシン類濃度	0.55	1.8	0.47	0.36
	管理区分	1	1	1	1
港	ダイオキシン類濃度	0.49	0.71	0.72	0.53
	管理区分	1	1	1	1
南港	ダイオキシン類濃度	1.1	2.1	1.3	0.36
	管理区分	1	1	1	1
大正	ダイオキシン類濃度	0.28	0.46	0.33	0.23
	管理区分	1	1	1	1
住之江	ダイオキシン類濃度	0.20	0.51	0.43	0.11
	管理区分	1	1	1	1
鶴見	ダイオキシン類濃度	0.95	1.7	1.8	1.3
	管理区分	1	1	1	1
西淀	ダイオキシン類濃度	0.59	0.77	0.18	0.043
	管理区分	1	1	1	1
八尾	ダイオキシン類濃度	0.47	0.88	0.94	0.23
	管理区分	1	1	1	1

排ガス濃度も暫定基準を超えた中小の清掃工場に働く労働者の場合はどうなのか、調査する必要があると思います。

血液中のダイオキシン類濃度の分析は前処理が難しく国内の分析センターで実施しているところは少ないです。今まで高額の分析費用を理由に取り組む自治体は少なかったのですが、公正取引委員会によって分析費用の談合が指摘され、分析価格もかなり安くなり、1検体20万円前後で引き

受けけるところも国内の分析センターの中でできました。

これぐらいになるとたとえば、勤続10年とか、5年単位に周年ごとに検診に組み込んでいくことができると思います。実際、いくつかの自治体で今年度から10~20人単位で清掃工場の作業者の血液検査を実施するところができました。

(つづく)

表3 調査対象者の血清中ダイオキシン類濃度 (平均値, pg/g 脂肪)

	A		B		C	
	焼却場	コントロール	焼却場	コントロール	焼却場	コントロール
2,3,7,8-四塩化ダイオキシン	2.4	2.2	2.5	2.0	1.9	2.0
1,2,3,7,8-五塩化ダイオキシン	9.0	12.7	13.4	10.8	9.7	9.9
1,2,3,4,7,8-六塩化ダイオキシン	3.0	2.7	5.1	4.2	3.4	4.3
1,2,3,6,7,8-六塩化ダイオキシン	23.6	28.7	61.8	53.3	48.2	55.0
1,2,3,7,8,9-六塩化ダイオキシン	4.8	4.9	11.5	9.0	7.6	9.4
1,2,3,4,6,7,8-七塩化ダイオキシン	23.8	17.3	41.1	42.5	29.2	48.1
八塩化ダイオキシン	260	247	521	646	499	565
2,3,7,8-四塩化ジベンゾフラン	2.7	2.4	1.2	1.3	1.0	1.5
1,2,3,7,8-五塩化ジベンゾフラン	2.0*	1.1	1.0	1.2	1.5	1.2
2,3,4,7,8-五塩化ジベンゾフラン	12.9	16.4	17.7	15.5	15.0	14.1
1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾフラン	5.6	8.1	5.9	5.1	5.7	4.5
1,2,3,6,7,8-六塩化ジベンゾフラン	8.1	6.4	6.5	6.0	8.2	6.2
1,2,3,7,8,9-六塩化ジベンゾフラン	1.0	0.5	0.5	0.5	0.9	0.5
2,3,4,6,7,8-六塩化ジベンゾフラン	3.7	2.5	3.8	2.9	5.8*	2.7
1,2,3,4,6,7,8-七塩化ジベンゾフラン	15.5**	7.4	9.2*	5.5	18.9**	5.7
1,2,3,4,7,8,9-七塩化ジベンゾフラン	0.8	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5
八塩化ジベンゾフラン	2.4	2.0	1.8	1.2	2.3*	1.3
TEQ-ダイオキシン	10.5	12.6	18.0	15.1	13.5	14.9
TEQ-ジベンゾフラン	8.6	10.3	10.8	9.5	9.9	8.7
TEQ-ダイオキシン+ジベンゾフラン	19.2	22.9	28.8	24.5	23.4	23.6
	(11-26)	(12-38)	(17-54)	(18-49)	(14-33)	(11-40)

\* p<0.05, \*\* p<0.01 ( ):範囲

# 前線から

## 仲川腰痛労災損害賠償裁判

被告減額主張なしに結審、いよいよ判決間近

ユニオン東南 東 南

96年11月に始まったシムラ労災損害賠償裁判は、本年5月6日によく結審を迎えました。

労災の業務起因性を否定し、裁判所に医学鑑定を要求していた会社は、昨年7月23日の法廷で裁判所から「業務起因性を否定するにたる医学的な証拠」を求め

られていました。

しかし、会社は私が治療を行った松浦診療所の診療記録を23条照会によって提出したもの、肝心の医学的反論（医師の意見書）を用意することができず、裁判所は本年2月4日、「医学鑑定の必要はない」と、事実上労災の業務起因性を

認める判断を示しました。

会社は裁判所から賠償金額に対する減額主張を行うよう促されていましたが、これに反して相変わらず業務起因性の否定に終始する書面を3月25日法廷に提出し、これが会社の最終陳述となりました。

そして、5月6日には原告側の最終陳述が提出され、約2年半にわたる裁判が結審しました。

判決は7月29日午後1時15分より大阪地裁1010号法廷で言い渡される予定です。（文：仲川和良）

## 珪酸と肺がんシンポジウム開催を要望

産衛学会職業性呼吸器疾患研究会で

労住医連じん肺プロジェクト

東京

もっとも一般的なじん肺である硅肺の原因、珪酸粉じん（結晶性シリカ）の発がん性について「ヒトに対して発がん性がある」と国際ガン研究機関（I A R C）が1996年末に認定したことによって、長年論争とされてきた硅肺と肺がんの因果関係について最終的に科学的に疑問の余地が

ないものとなった。

ところが、たとえばじん肺肺がんの労災認定基準は20年前に設定されたままでいまだに「管理4または4相当」のじん肺肺がんしか救済対象にしていないなど、これに関連した問題への早急な対応を労働行政に対して求めてきたが、いまだに「検討中」と無責任

な姿勢をとり続け、被災者団体などの要求を無視し続けている。

こうした状況を打開する方策の一つとして労住医連は、専門家からの意見表明を促進するため日本産業衛生学会職業性呼吸器疾患研究会宛の「珪酸と肺がんに関する疫学シンポジウムの開催を求める要望」をまとめ、5月8日東京で行われた学会での研究会自由集会において提起をおこなった。

要望内容は、①研究会主

催のシンポの開催、②疫学研究者をシンポジストにしてIARCの見解の紹介など関係者への十分な情報提供、③シンポ後、研究会の見解をまとめ、理事会、許容濃度委員会に意見書を提出するというもので、労住医連じん肺プロジェクト

【代表：平野敏夫（ひらの  
亀戸ひまわり診療所）】から提起された。  
研究会では、この問題に  
関連して、産衛学会許容濃  
度委員会での結晶性シリカ  
の発がん性検討小委員会の  
設置についてなど活発な意  
見が出された。

研究会での議論では、こ  
の要望を受けて世話人会で  
シンポ開催について検討す  
るということになった。産  
衛学会レベルでの珪酸肺が  
ん問題についての見解明確  
化への第1歩になりそうで  
ある。

## 保育所職場の安全衛生活動について学習会

摂津市職

北摂

5月14日、摂津市職は  
保育所職場における安全衛生委員会の意義を中心に学習会を行った。市職としては、現在、保育所職場についても独自の安全衛生委員会を設置させる必要があると考えており、今回の学習会はそのための認識を深め

るために行われた。

学習会には、各職場の保育、調理の代表者が参加し、安全衛生委員会とは何なのか、メンバー構成、活動内容、保育所職場で独自の安全衛生委員会なり安全衛生活動を行っていく意味について、安全センター事

務局から説明が行われた。

市職では、以前からの職業病に対する取り組みの中で健診、頸肩腕障害等被災者の時間内通院制度等を勝ち取ってきているが、さらに、職場改善を中心とする安全衛生活動を前進させていくとしている。現在、1名の若手保母の頸肩腕障害の公災申請を行っており、安全センターとして、これとあわせて協力していくことにしている。

## 問題多い事業主側の対応 じん肺労災請求の取り組みから

北大阪

建築や解体の現場でハツリ作業に約36年従事してきた55歳のNさんは、今年2月に大阪労基局に管理区分申請を行い、管理3の

口、続発性気管支炎と認定され、労災請求を行うことになった。

こうした場合、いつの時点から療養補償や休業補償

を認めるかが問題となるが、現在の行政側の取扱いは合併症である続発性気管支炎の症状確認日を発症日とするとしている。そして症状確認日とは「1回目の喀痰検査日」とされている。原則的にこの日を労災保険請求上の発症日として、直近の最終粉じん作業

場の労災保険番号が適用される。

Mさんの場合、1日だけ、大東市の現場でブレーカーを使用したくい打ち作業に従事し、土砂の粉じんが舞い上がるなか作業しておりここが最終粉じん作業場と考えられた。この作業はトビ作業の応援で行ったものだった。Mさんは元請ゼネコンの名前を知らなかつたため、早速センターと本人で現場に行ってみたところ、この工事は大東市発注の下水道工事であつた。ちょうど現場所長もいたため事情を説明し、本社の担当者を聞き、当該有期事業の労災保険番号を控えて帰り、翌日担当者に連絡をとつた。

ところが、その担当者はセンターの説明をまともに聞こうとせず、証明を頭から拒否する態度で電話を勝手に切ってしまった。あとからわかつたことだが、現場を尋ねたことが担当者に伝わつてすぐ、この建設会社は間にに入ったトビの親方に「出入り禁止だ」と無茶苦茶なことを言って来たそうである。あわてたトビの親方は、MさんやMさんが直接雇用されたハツリの親方のところに「おまえのところで処理しろ」と再三言ってくる状態となつた。こうした場合に最終粉じん職場となつても、メリット制の適用外で労災保険料にも

影響しないということすら下請会社はほとんど知らないため、余計にこういうことがあこるし、知っていてもゼネコンが不当に難癖をつけて証明を拒否しがちで関係者が混乱してしまうようである。

こうした状況もあったので早速、管轄の北大阪労基署に連絡をとり元請への指導を要請すると共に、労災請求を行つた。

事業主側の不適切な対応が、労災請求やじん肺管理区分申請の障害になっており、特に行行政、ゼネコンには、被災者の立場を配慮した指導や対応が強く求められているといえる。

## 労基署担当者の怠慢で支給遅延!?

### 2年越しの労災手続き

#### 相 生

ペルー人のKさんの労災被災の相談を受けたのは、97年9月だった。被災したのは6月、鳥舎の建設現場でのばして立てかけていた脚立に2、3段上つたところで脚立が中央部から曲が

り、脚立ごと転落して左足踵骨骨折を負つた。労災隠しのケースで、雇用主の下請け社長が労災請求に協力しないので、10月に事業主証明なしの請求書を管轄の相生監督署に提出し、指導

するよう頼んだ。監督署から連絡を受けた元請け会社は、すんなり労災請求に応じ、これで問題なく給付が受けられるかにみえたが、請求から休業補償が支給されるまで1年かかり、98年8月で症状固定してから障害補償が支給されたのは99年5月ということになつてしまつた。単純な労働災害

で、業務上認定に時間がかかったわけでもなく、異例なことである。

いくつもの要因が重なり遅れてしまったのだが、監督署の担当者の怠慢が一番の原因であった。まず、事業を調べてみると労災保険は有期事業の一括手続きがとられていたが、事業規模が大きく当てはまらず、単独で保険を成立させる必要があることが分かった。それでまず保険成立まで3ヶ月ほど待たされて、休業補償の立て替え分を雇用主に返すという念書を作って送るのでと言われ2ヶ月くらい待たされた。さらに請求がたて混んでいるので半年、障害認定を現在の請求人の住所地の大阪の監督署でできるよう手配しますの

でと半年待たされた。その間安全センターとしても電話催促はしていたものの、何ら有効な手段を取らなかったことは反省する点である。今年4月になってこれはもう相生まで足を運んで問い合わせようと連絡すると、担当者が転勤になっており代わりに対応した労災課長が、まだ未支給分の休業補償請求書と障害補償請求書を見あたらないと言う。どうなっているのかと抗議したのだが、結局、前担当者が請求書をしまい込んでほったらかしていたのが見つかったということであった。

異例の事態に労基署側は平謝りで、労災課長、監督署長が大阪までやって来て、安全センター事務所で

障害認定調査を行い、ほどなく休業補償の未支給分と障害補償が支給された。

Kさんは雇用主に労災手続きを求めてから寮も出て、休業中であったので友人宅へ泊めてもらわなければならず、また在留資格の問題もあり困難な状況であったが、辛抱強くがんばった結果、障害補償まで受け取ることができた。しかし、このような形の遅延は出稼で不安定な状況の外国人労働者にとって、補償を受けられないことにもつながりかねないだろう。

## たばこ病とは

たばこに起因するがん、心臓病、脳卒中、呼吸器病など多くの病気と、妊娠中の母親の喫煙による胎児の疾患を総称して「たばこ病」と呼んでいます。

日本における喫煙による超過死亡数(全年齢)

	男性	女性
1965	19,000	3,200
1975	36,000	8,300
1985	57,000	17,000
1995	76,000	19,000

(超過死亡数=たばこを吸わなければ死なずにすんだ数) WHO推計



# 4月の新聞記事から

3/31 福岡中央労働基準監督署は列車修理工事中の事故で同僚を負傷させたのを苦に自殺した福岡県香春町の西日本鉄道従業員、国安寛治さんを労災による死亡と認め、妻に対する遺族補償年金の給付を決定した。

外食レストランチェーン店「すかいらーく」の店長だった坂居幸一さんが、くも膜下出血で倒れ全身麻痺や意識障害の後遺症が残ったのは、リストラで人員が減った後の過重労働が原因として、業務上災害と認定した。

4/1 定期検査中の関西電力大飯原発1号機で燃料集合体の燃料棒を束ねる「支持格子」が変形したトラブルで、別の集合体の支持格子でも約1センチの変形が見つかったと発表。

4/2 午後3時15分ごろ、枚方市星丘の国道1号線で会社員勝田源一さんが歩行で中央分離帯を乗り越えて横断中に、車線変更してきた兵庫県稻美町の「松島商事」のトラックにはねられ、頭を強く打って死亡。

和歌山県園部市の毒物カレー事件を捜査中の昨年9月にくも膜下出血で急死した、和歌山県警の村井常弘警視に、地方公務災害補償基金和歌山県支部は公務災害と認定し遺族年金の支給を決定した。

4/5 厚生省は、全国の産業廃棄物、一般廃棄物の焼却施設数の推移と排出ガスに含まれるダイオキシン濃度の測定結果を公表。産廃施設では昨年12月までの1年間で全体の35%の2046施設が廃止、または休止した。ダイオキシンの総排出量は2年間で7割近く減少しており、削減対策は進んでいると強調した。

4/6 午前11時半ごろ、神戸市中央区のダイヤニッセイビルで壁面を補修工事中に作業員4人が乗っていたゴンドラ2台が突風にあおられて1回転し、ワイヤがねじれてそれぞれ10階と13階で動けなくなった。兵庫県警スキュー隊などに救出されたが、4人は手などにかすり傷を負った。

埼玉県大宮市の三菱マテリアルの総合研究所の土壤が放射能汚染されていた問題で、ウラン精製の研究などで放射性物質を扱う建物2棟内では、1平方センチあたり約340ベクレルと通常の数百倍に汚染されていた。

4/7 大阪市内の広告宣伝紙発行会社に勤務していた大阪府和泉市の土川由子さんが退職直後に死亡したのは、在職中の長時間労働などの過労が原因として、両親が会社を相手取り約1億円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。

4/8 大阪市営地下鉄御堂筋線の天王寺駅ホームで電車と接触し路線内に転落して重傷を負った視覚障害者の神戸市外国語大学院生、佐木理人さんが、「事故は点字ブロックが途切れていなうえ転落防止さくがなかつたのが原因」として大阪市に約4800万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。

4/9 秋田沖を航行中の海上自衛隊の護衛艦「さわゆき」のヘリコプター格納庫上部で3等海尉が首をつて死亡。3月に行われた昇任試験の監督官をつとめた際に回答を教えたなどの不正の疑いで調査される予定だった。

福岡市内のアクロス福岡で3月31日に行われた試合中に押さえ込まれ意識不明となっていた女子プロレス団体「アルシオン」所属のプロレスラー門恵美子さんが、急性硬膜下血しづで意識回復しないまま死亡。

4/11 午後2時25分ごろ、神戸市兵庫区の地下鉄海岸線工事現場で掘削工事中に下水道のコンクリート受水溝に付着していたモルタル約250キロが高さ2mから落下し、建設会社従業員波多江信也さんが下

敷きになり死亡、もう1人も負傷した。

4/11 午前8時25分ごろ、大阪市西成区の阪神高速堺線上り線で「大阪西鉄観光バス」の観光バスが、側壁や中央分離帯に3回接触後、中央分離帯に当たって停止。運転士の居眠り運転が原因で、運転士と乗客13人が打撲で軽傷。

4/15 午後4時過ぎに中国・上海国際空港を離陸したソウル行き大韓航空6316便MD11型貨物機が空港から約20キロの建設現場に墜落した。乗員3人と建設作業員4人が死亡、墜落現場周辺にいた40人が重軽傷を負った。

フランスから返還された高レベル放射性廃棄物を輸送してきた「バシフィック・スワン号」が青森県六ヶ所村のむつ小川原港に接岸した。返還は4回目で関西電力など3社のガラス個体化体40本、約20トンが、日本原燃の貯蔵施設に陸送される。

4/16 乾燥イカ菓子が原因とみられるサルモネラ菌の食中毒が起こり23都道府県で231人が食中毒となり15人が入院した。原料製造の青森県八戸市の「丸松水産」にたいして全製品を回収するよう業務命令が出された。また、後23日には第2工場が営業禁止処分となった。

4/19 午後9時40分ごろ、沖縄県国頭村の米軍北部訓練場沖で夜間飛行訓練中の普天間基地所属ヘリコプターが墜落し、乗員4人のうち3人の死亡が確認された。

4/20 厚生省は民間の産業廃棄物焼却施設で廃棄物処理法で定めるダイオキシン類の排出基準を超えた場合は、施設名や排出濃度を公表する方針を決めた。公表は、設置許可や指導監督権限を持つ都道府県が行う。

大阪市大正区の中山製錬所で第1高炉内の汚水槽を清掃していた作業員3人が酸欠で倒れ、一酸化炭素中毒で1人が死亡した。作業中に槽内の配管口から一酸化炭素を含むガスが噴出したのが原因。

プロ野球のオリックス元編成部長で昨年11月に自殺した三輪田勝利さんの遺族が、「自殺は極度の精神的疲労が原因」として神戸東労働基準監督署に労災申請したことことが分かった。

診療報酬詐欺事件で摘発された安田病院と系列2病院の元看護婦やヘルパー76人が元病院長安田基隆被告らに退職金など約1億1600万円の支払いを求めて大阪地裁に提訴した。

4/21 石川県七尾市の「北陸乳業」製造の紙パック入り製品に消毒剤の次亜塩素酸ソーダ水が混入していることが分かり、同社は牛乳を回収、3日間の営業停止処分となつた。牛乳の充てん機を洗浄した際に洗い流すのを忘れたのが原因。

4/22 長崎県伊王島町の給伊王島炭坑の元作業員や遺族が、日鉄鉱業を相手取りじん肺の損害賠償を求めた上告審で、最高裁第1小法廷は福岡高裁の約4億6000万円の賠償を命じた判決を支持し、日鉄鉱業の上告を棄却した。合併症のない労災未認定の患者への賠償を認めた初の最高裁判決。

大阪府警は産業廃棄物の不法投棄や希少動植物の不法取引を取りしまる「環境犯罪対策推進本部」を設置した。

4/26 大阪労働基準監督署は1998年の大阪府内の賃金未払いや解雇などに関する相談件数が前年より3割以上増の3092件に達したと発表。国の未払い賃金立て替え払い制度による支給額も過去最高の22億1600億円。

4/28 インドでは4月下旬より気温40度を超える日が続き、日射病などで53人が死亡。

福井県敦賀市の核燃料サイクル開発機構の高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の設置許可の無効確認を周辺住民が求めた行政訴訟し戻し審と、核燃料機構に運転差し止めを求めた民事訴訟の口頭弁論が、福井地裁で結審した。

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

関西労災職業病

5月号(通巻28号)95年5月10日発行

## 腰痛予防に腰部保護ベルト—**楽腰帯**をどうぞ

### らくようたい インナー&アウタータイプ

### *Relief* (リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果  
③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男 リリーフG	グレー・ブルー -(ツートン)	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 リリーフL	ベージュ	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製  
宇土博医師考案  
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

### *Culture & Communication*

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259